

## 船舶事故調査報告書

令和元年9月18日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	令和元年5月9日 06時45分ごろ
発生場所	石川県能登町新保東方沖 能登小木港犬山灯台から真方位053° 1.0海里付近 （概位 北緯37° 18.5′ 東経137° 14.9′）
事故の概要	漁船第二初潮丸は、揚網作業中、転覆した。 第二初潮丸は、船長が落水し、船外機等に濡損を生じた。
事故調査の経過	令和元年5月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二初潮丸、0.1トン IK3-14526（漁船登録番号）、個人所有 4.10m×1.32m×0.22m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、昭和58年3月28日
乗組員等に関する情報	船長 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年7月6日 免許証交付日 平成28年6月27日 （令和4年6月5日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船外機等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、さざえ網の刺し網を揚網する目的で、令和元年5月9日06時30分ごろ、新保の船溜まりから出航し、新保の東方沖100m付近の漁場に向かった。 船長は、06時35分ごろ、漁場に到着し、立った状態で、船首部の渡し板上の右舷側に設置している揚網機を使用して揚網作業を開始した。 船長は、06時40分ごろ、計4反仕掛けていた刺し網のうちの1反目の揚網が終わり、2反目（以下「本船網」という。）の揚網を始めたところ、他船が仕掛けた刺し網（以下「他船網」という。）が本

船網の上に被<sup>かぶ</sup>さった状態で絡んでいることを認めた。

本船は、船長が絡みを解く目的で本船網を他船網が甲板上に来るまで巻き上げていたところ、他船網の一部が揚網機のガイドポールに引っ掛かり、同網が右舷側から本船の船底をくぐって、左舷方向に緊張した状態となり、船体が右舷側に傾斜した。(図1参照)

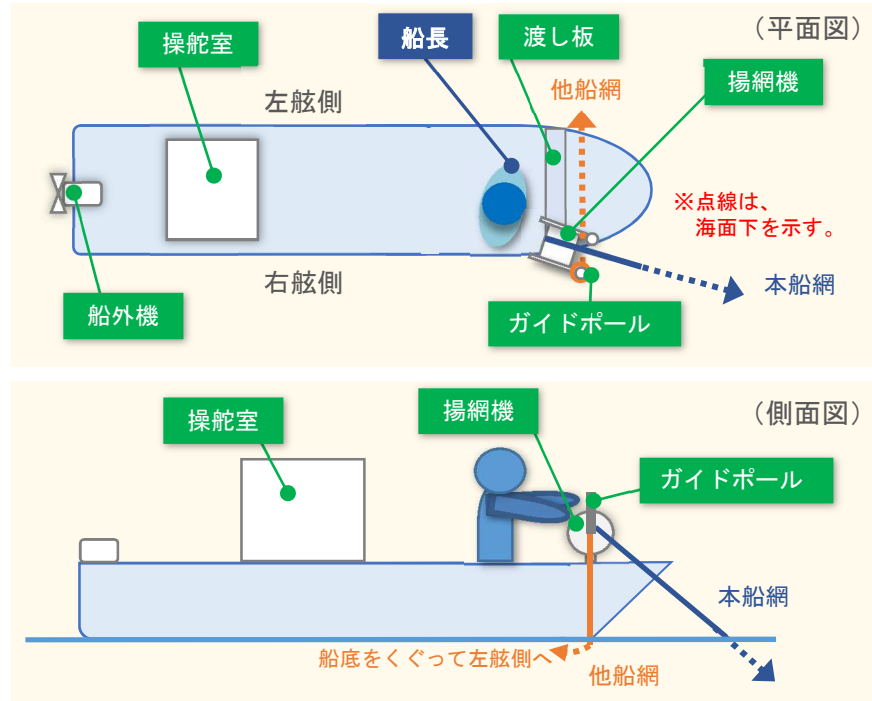


図1 網の状態 (イメージ)

本船は、船長が船首方向に緊張していた本船網を緩めることとし、揚網機を少し繰り出したところ、他船網が急激に緊張して右舷側への傾斜が大きくなり、海水が舷側を越えて船内に流入し、06時45分ごろそのまま右舷側に転覆した。

船長は、転覆した際、海上に投げ出されたが、泳いで本船付近にたどり着き、船外機を伝って船底に這い上がった後、新保の海岸付近にいた通行人に向かって大声で救助を呼び掛けた。

船長は、携帯電話を持っていたが、落水した際に濡損し、使用することができなかった。

船長は、07時27分ごろ、海岸付近で本船の転覆に気付いた通行人から連絡を受けた僚船により救助された。

(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船(転覆した状態)、写真2 本船 参照)

その他の事項

本船の揚網機は、現場調査時に取り外されていたことから、同型船の揚網機の船底から揚網機(軸付近)までの高さを測定したところ約15cmであった。(写真3参照)



写真3 揚網機の設置状況（同型船）

本船が行うさざえ網の刺し網は、<sup>おもり</sup>錘で網を海底に沈めて（浮子は付いていない）海底付近のさざえ等を捕獲するもので、網の両端には海面上での目印として旗竿が取り付けられていた。（図2参照）

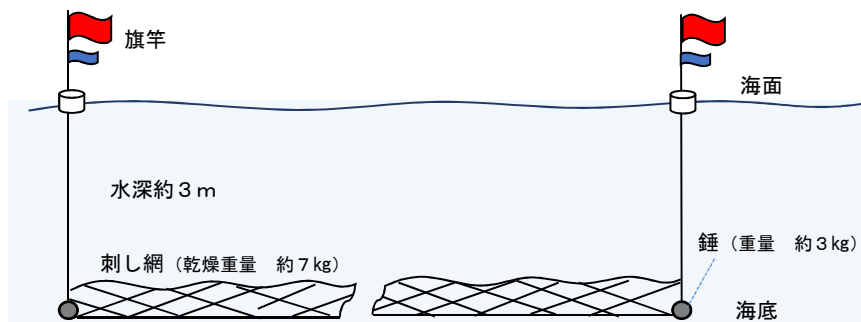


図2 さざえ網の刺し網漁（概略図）

船長は、4月20日にさざえ網を仕掛けており、その時には周囲に他船網は見当たらなかったのですが、後日仕掛けられた他船網が海中で本船網に被さっていたのではないかと本事故後に思った。

船長は、救命胴衣（膨張型腹巻式）を着用していた。

**分析**

乗組員等の関与  
船体・機関等の関与  
気象・海象等の関与  
判明した事項の解析

あり  
なし  
なし

本船は、能登町新保の東方沖において、刺し網を揚網作業中、本船網の上に被さった状態の他船網が揚網機のガイドポールに引っ掛かり、他船網が船底をくぐって左舷方向に、本船網が船首方向にそれぞれ緊張していた状態で、船長が本船網を緩めたことから、傾斜のつり合いが変化して左舷方向のみの緊張となって右舷側に傾斜し、さらに海水が船内に流入して傾斜が増大したことにより、転覆したものと考えられる。

**原因**

本事故は、本船が、能登町新保の東方沖において、刺し網を揚網作業中、他船網が左舷方向に、本船網が船首方向にそれぞれ緊張していた状態で、船長が本船網を緩めたため、右舷側に傾斜し、さらに海水

	が船内に流入して傾斜が増大したことにより、転覆したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶は舷縁が低いので、揚網作業は、船体の傾斜、網の方向及び網が過度に緊張しないよう、注意して行うこと。</li> <li>・ 刺し網は、他船の網と絡まないように仕掛けること。</li> <li>・ 防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を持参しておくことが望ましい。</li> <li>・ 漁具が絡むなどの事態にナイフ等を備えておくことが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船（転覆した状態）



写真2 本船

